

2016年8月8日

日本公民館学会 会員各位

## 日本公民館学会理事選挙の実施について（ご案内）

日本公民館学会選挙管理委員会  
委員長 恵 芙久子

盛夏の候、皆様におかれましてはご清祥のことと存じます。

さて、今年度は日本公民館学会理事改選の年に当たります。本学会では、会員の皆様のご意見に基づいた運営を目指しております。会員の互選による理事選挙は皆様のご意見を反映させるための重要な機会であり、更なる投票率の向上のために投票へのご協力をお願い申し上げます。

理事選挙につきましては、日本公民館学会会則第9条並びに日本公民館学会理事選挙規程に基づき実施いたします。理事選挙の投票期間は9月27日から10月5日までです。投票用紙は、選挙権を有する会員に9月26日付で発送いたしますので、下記の通りご投票ください。なお、投票期間が短くなっておりますので、速やかな投票にご協力をよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 理事選挙人資格

日本公民館学会理事選挙規程第3条にもとづき、学会理事選挙が行われる年度前までの会費が納入されている会員は選挙権を有します。

（会費納入期限：2016年8月26日）

但し選挙が行われる年度に新たに入会した会員については、選挙管理委員会が資格審査を行う日までにその年度の会費納入をもって入会手続きを終えている場合に選挙権を有するものとします。

#### 2. 理事被選挙人資格

日本公民館学会理事選挙規程第1条にもとづき、選挙が行われる年度を含み、2年以上会費未納の会員は被選挙権を持ちません。

#### 3. 選挙の方法

郵送による投票

#### 4. 投票期間

2016年9月27日から10月5日まで（当日消印有効）

以上

# 日本公民館学会理事選挙規程

2004年2月18日 第7回理事会

日本公民館学会の理事選挙は、本規程に基づいて行う。

## (資格)

- 第1条 選挙の行われる年度を含み2年以上会費未納の会員は被選挙権を持たない。
- 第2条 選挙の行われる年度に入会した会員は被選挙権を持たない。
- 第3条 学会役員選挙がおこなわれる年度前までの会費が納入されていない会員は選挙権を有しない。
2. 選挙の行われる年度に入会した会員については、選挙管理委員会が資格審査を行う日までにその年度の会費納入をもって入会手続きが完了していれば、選挙権を認めるものとする。

## (選挙の方法)

- 第4条 理事の選挙は3名連記による無記名投票とする。そのうち1名は自分の所属するブロック内から選ぶものとする。
- 第5条 各ブロック毎の理事定数は選挙の都度理事会において決定する。
- 第6条 定員をこえた同点者が生じた場合には、選挙管理委員会において抽選で決する。
- 第7条 理事選挙の投票結果は総会に報告され、総会の承認を得るものとする。
- 第8条 理事に欠員が生じた場合は、理事会の決定により補充し、直近の総会に報告する。

## (選挙管理委員会)

- 第9条 選挙管理委員は理事会によって委嘱され、互選によって委員長を選出する。
- 第10条 選挙管理委員会は、会員の資格の確認、投票事務の管理、開票事務および総会への投票結果の報告を行う。
- 第11条 選挙管理委員会は、総会への投票結果の報告に先立ち、選出された理事候補者に対しあらかじめ諾否の確認を行う。
- 第12条 選挙管理委員会は、総会における理事選出の後に解散する。
- 第13条 選挙管理委員会解散後、理事選挙に関する書類は学会事務局において保管する。
- 第14条 その他理事選挙に関する必要事項は理事会の定める内規による。

2006年6月12日一部改正

2006年7月18日一部改正

2008年10月25日一部改正